

常設展示室の保守点検業務仕様書

1 目的

各常設展示施設について、良好な展示環境を維持し、来館者が常に快適で安全に利用できるよう、展示物、展示機器類等の保守点検業務を行う。

2 保守点検対象

こどもファンタジー展示室、こどもの国際理解展示室、国際平和展示室、架け橋

3 業務内容

常にメカ装置などの性能を保証すること。

(1) 展示造作

- ア 展示室内造作部分の破損状況及び強度等安全対策にかかわる部分の点検、クリーニングを行うとともに、破損箇所の修理、塗装、部品交換等必要な処置を行う。
- イ こどもファンタジー展示室「巨人の国」は、原則として毎日点検を行う。また補修においては、表面材（ビニールレザー等）の熱蒸着によらず、継ぎ当て・縫合等により十分な強度を確保すること。

(2) 展示物・模型

- ア 実物資料・模型など展示物の保守点検、クリーニング、破損箇所の修理を行う。
- イ 実物資料や模型等に欠損が生じた際は、代替品の調達または再制作を行い、補充する。

(3) メカ装置

- ア 制御機器点検調整、回転・スライド機構調整注油、増し締め、クリーニング、モーター等の動作点検調整及び修理を行う。
- イ ランプ、モーターベルト等の消耗品について、適切な時期に交換を行う。

(4) CPU検索機器

- ア 常設展示室のコンピューターシステム、ハードディスクユニット、その他周辺機器類の点検調整、クリーニング及び修理を行う。
- イ バッテリー等の消耗品について、適切な時期に交換を行う。

(5) 演出用展示照明

演出用照明器具および電球の点検を行うとともに、耐用期間を考慮し適切な時期に電球の交換を行う。

(6) 映像音響システム

- ア 映像音響システム（テレビ、ディスプレイ、LD・DVDプレーヤー、アンプ、マイク、スピーカー、カメラ、ファンタビュー装置、スライドプロジェクター、ビデオプロジェクター、スクリーン等）の点検調整、クリーニング及び故障の修理を行う。
- イ スライドのデュープや各種映像ソフトの品質管理を行う。
- ウ プロジェクター用ランプ等の消耗品について、適切な時期に交換を行う。

(7) グラフィック

グラフィックの保守点検及び破損の修理を行う。

4 その他（留意事項）

- (1) 定期保守点検は、原則として休館日等プラザの運営に支障のない日時に、前期・後期の2回に分けて行うこと。
- (2) 修理や点検の目的でプラザの展示物や展示機器類を館外に持ち出す際は、その期間展示運営に支障を来すことのないよう、代替品を設置すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、利用者および作業者の安全確認と事故防止に努めること。

プラザホールの保守点検業務仕様書

1 プラザホール吊物機構保守点検

- (1) 目的
プラザホール吊物機構が安全かつ良好な状態で使用できるように保守点検を行う。
- (2) 点検周期
4 か月毎（4 か月点検 2 回及び年次点検 1 回）
- (3) 点検対象
機械台・枠構造、電動機、減速機、制動機、リミットスイッチ、伝導装置、各滑車・ローラ・車輪、巻取りドラム、ワイヤーロープ、ボルト・クリップ類、制御盤・操作盤、躯体側との取合い
- (4) その他
J I S、建築基準法、労働安全基準法、旧建設省住宅局建築指導課監修の懸垂物安全指針に係る条文の中で、関係する基準に準じて点検を行う。

2 プラザホール床機構保守点検

- (1) 目的
プラザホール床機構が安全かつ良好な状態で使用できるように保守点検を行う。
- (2) 点検周期
6 か月毎（6 か月点検 1 回及び年次点検 1 回）
- (3) 点検対象
機械台・枠構造、電動機、減速機、制動機、アクチュエーター、リミットスイッチ、伝導装置、各滑車・ローラ・車輪、巻取りドラム、ワイヤーロープ、ボルト・クリップ類、制御盤・操作盤、躯体側との取合い
- (4) その他
J I S、建築基準法、労働安全基準法、旧建設省住宅局建築指導課監修の懸垂物安全指針に係る条文の中で、関係する基準に準じて点検を行う。

3 プラザホール舞台音響設備保守点検

- (1) 目的
プラザホール音響設備の機能を最高度に発揮し、常に音響設備の円滑な活用を図れるよう保守点検を行う。
- (2) 点検対象機器
 - ・音響調整卓
 - ・ラック内機器（パワーアンプ、特型入出力パッチ盤）
 - ・ラック外機器（オープンテーブデッキ、CDプレーヤー、カセットデッキ、DAT、MD、主電源ユニット、特型入出力コネクタ盤）
 - ・インカム関係（インカム親機、インカム子機、両耳ヘッドセット、ワイヤレスマイク受信システム、CEQ、チャンネルディバイダ、コンプレッサー／リミッター、特型ジャック盤、開演ブザーユニット、モニターユニット、出力制御器）
 - ・カメラシステム関係（カラービデオカメラシステム、モニターTV、タイムラプスビデオ、リモコン、CCU、映像信号分配器、映像信号切り替え器）
- (3) 点検回数
年 1 回
- (4) 点検内容
摩耗部品の交換その他機構系部品の清掃注油とそれに伴う機構系・電気系の点検調整を行い、機構規格およびシステムとしての機能を満足させること。

4 プラザホール舞台照明設備保守点検

(1) 目的

照明設備の機能を最高度に発揮し、常に照明設備の円滑な活用を図れるよう保守点検を行う。

(2) 業務内容

ア 点検対象物 下記のとおり

イ 同上対象物の「作動確認」、「絶縁試験」

(3) 点検回数

年 1 回

(4) 点検対象

調光装置

主 幹 盤	1 面
分 岐 盤	1 面
サイリスター調光器盤	4 面
照明操作卓	1 面
舞台袖操作盤	1 面
カラーチェンジャー操作卓	1 面

負荷設備

ボーダーライト	2 列
サスペンションフライダクト	2 列
バックサスペンションフライダクト	1 列
アップパーホリゾンライト	1 列
トラスブリッジコンセントダクト	9 列
ボーダーケーブル 3 8 本	1 式
カラーチェンジャー 4 8 台	1 式
負荷回路コンセント 6 0 個	1 式
(コンセントボックス及びジョイントボックス)	
負荷回路絶縁試験	1 式

クレノシビン

クセノンピンスポットライト	1 0 0 3 S R 型	2 台
---------------	---------------	-----

5 ピアノ保守点検

(1) 目的

プラザホールのピアノが練習やコンサートの演奏に支障をきたすことなく、また、ピアノ本来の性能を維持できるよう、十分な調整や整音等を中心とする保守点検を行う。

(2) 点検対象

ピアノ : ヤマハ製グランドピアノS—4

定期調律 : 年 4 回 (5 月、8 月、11 月、2 月)

※ ここで示した業務仕様は、令和 6 年度現在を参考としたものであり、業務の遂行にあたって、少なくともこの基準を満たすものであること。